

## 税制改正等の内容

- 令和2年3月31日付で所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）が公布され、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われています。

### 1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われました。

これらの改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

なお、令和2年分の源泉徴収事務においては、月々の給与等及び公的年金等に対する源泉徴収では改正前の控除が適用され、年末調整では改正後の控除が適用されます。

#### (1) 改正前の制度の概要

イ 居住者が寡婦又は寡夫である場合には、寡婦（寡夫）控除として、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額（以下「総所得金額等」といいます。）から27万円が控除されます。

なお、居住者が、次のロ(イ)に掲げる者（扶養親族である子を有するものに限ります。）に該当し、かつ、合計所得金額が500万円以下である場合（いわゆる「特別の寡婦」に該当する場合）には、寡婦控除額は35万円となります（寡婦控除の特例）。

ロ 寡婦とは、次に掲げる者をいいます。

(イ) 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で一定のもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下のものに限ります。以下同じです。）を有するもの

(ロ) (イ)に掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で一定のものうち、合計所得金額が500万円以下であるもの

ハ 寡夫とは、妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で一定のものうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるものをいいます。

ニ 寡婦（寡夫）控除は、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できます。

#### (2) 改正の内容

## イ 未婚のひとり親に対する税制上の措置

(イ) 居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定のものうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じです。）である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除することとされました。

- ① その者と生計を一にする子を有すること。
- ② 合計所得金額が500万円以下であること。
- ③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる次に掲げる者がいないこと。

a その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

b その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

(ロ) 上記(イ)のひとり親控除は、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとされました。

## ロ 寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦（寡夫）控除をひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組することとされました。

(イ) 扶養親族を有する寡婦についても、上記イ(イ)②の要件が追加されました。

(ロ) 上記イ(イ)③の要件が追加されました。

また、寡婦控除の特例を廃止することとされました。

## (3) 適用関係

上記(2)イ(イ)及びロの改正は、令和2年分以後の所得税について適用され、上記(2)イ(ロ)の改正は、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用されます。

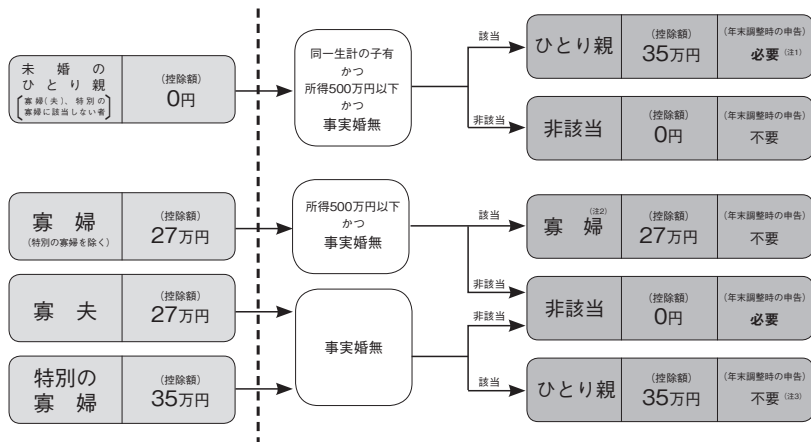
※ 令和2年分の源泉徴収事務においては、月々の給与等及び公的年金等に対する源泉徴収では改正前の控除が適用され、年末調整では改正後の控除が適用されます。

なお、令和2年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が令和2年4月1日前であるものに係る年末調整については、改正前の控除が適用されます。

## 【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】

〔改正前〕

〔改正後〕



〔改正後〕の「年末調整時の申告」欄が「必要」となっている方は、令和2年分の年末調整の際にその異動内容について申告する必要がありますので、令和2年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等申告書」といいます。）を、給与等の支払者に提出してください。

- 〔注〕1 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「令和2年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には「ひとり親」欄は設けられておりませんので、「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を「ひとり親」に訂正するなど、適宜の方法により申告してください。
- 2 改正前の「寡婦（特別の寡婦を除く）」に該当する方が、上記適用判定の結果、「寡婦」に該当する場合において、その者と生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」（控除額：35万円）に該当し、年末調整の際にその異動内容について申告する必要があります。
- 3 改正前の「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する方が、上記適用判定の結果、「ひとり親」に該当する場合、令和2年分の年末調整では、「ひとり親」に該当する旨を申告する必要はありませんが「ひとり親控除」が適用されます。

### 2 非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用について、次の措置が講じられました。

この改正は、令和5年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次に掲げる者のいずれにも該当しないものが除外されました。

イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

ロ 障害者

ハ その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

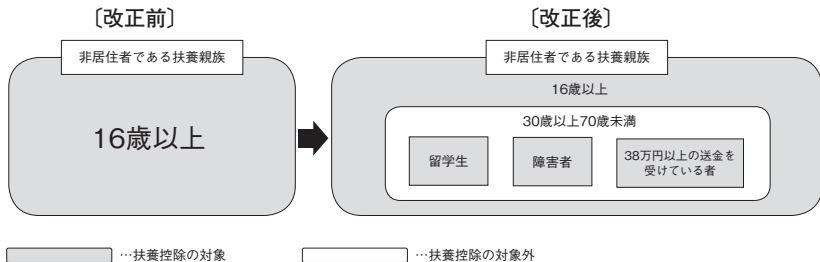
- (2) 給与等及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算において、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である扶養親族が上記(1)イに掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受ける居住者は、その非居住者である扶養親族が上記(1)イに掲げる者に該当する旨を証する書類<sup>(注)</sup>及び親族関係書類を提出等しなければならないこととされたほか、扶養控除等申告書等の記載事項について所要の整備が行われました。

(注) 「上記(1)イに掲げる者に該当する旨を証する書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行したその非居住者である扶養親族に係る外国における査証に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写しであって、その非居住者である扶養親族が留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます（以下「留学ビザ等相当書類」といいます。）。

- (3) 給与等の年末調整において、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である扶養親族が上記(1)ハに掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受けようとする居住者は、その非居住者である扶養親族が上記(1)ハに掲げる者に該当することを明らかにする書類<sup>(注)</sup>を提出等しなければならないこととされました。

(注) 「上記(1)ハに掲げる者に該当することを明らかにする書類」とは、現行の送金関係書類であって、その居住者から非居住者である扶養親族である各人へのその年における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます（以下「38万円以上の送金関係書類」といいます。）。

### 【非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件】



**【非居住者である扶養親族が30歳以上70歳未満の場合の源泉徴収事務における確認書類】**

	留学生	障害者	38万円以上の送金を受けている者
確認書類	留学ビザ等相当書類	—	38万円以上の送金関係書類
確認時期	扶養控除等申告書を受領する時	—	年末調整を行う時

(注) 扶養控除等申告書を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認については、現行のとおり必要となります。ただし、年末調整を行う時に38万円以上の送金関係書類の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

**3 少額投資非課税制度（NISA）について、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（一般NISA）の勘定設定期間の終了にあわせ、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（新NISA）が創設され、年分ごとに現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）と選択して適用できることとされました。**

この改正は、令和6年1月1日以後に設定された特定累積投資勘定に受け入れる上場等株式投資信託及び特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等について適用されます。

**(1) 改正の内容**

金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、その非課税口座に特定累積投資勘定<sup>(注1)</sup>を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間にその特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。以下「上場等株式投資信託」といいます。）に係る次のイ及びロの所得並びにその非課税口座に特定非課税管理勘定<sup>(注2)</sup>を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間にその特定非課税管理勘定に受け入れた上場株式等に係る次のハ及びニの所得については、所得税が課されないこととされました。

また、その上場等株式投資信託の受益権及びその上場株式等の譲渡等による損失金額は、ないものとみなすこととされました。

なお、この措置は現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）と年分ごとに選択して適用できることとされました。

イ 上場等株式投資信託の配当等に係る配当所得

- ロ 上場等株式投資信託の受益権の特定非課税累積投資契約<sup>(注3)</sup>に基づく譲渡等をした場合におけるその譲渡等による譲渡所得等
- ハ 上場株式等の配当等に係る配当所得
- ニ 上場株式等の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合におけるその譲渡等による譲渡所得等

(注)1 特定累積投資勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる特定累積投資上場株式等（現行の累積投資勘定に受け入れることができる上場等株式投資信託の受益権であって一定のものをいいます。以下同じです。）のその記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの期間内の各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）においてのみ設けられ、非課税口座開設届出書の提出が年の中途においてされた場合等を除き、その期間内の各年の1月1日において設けられるものをいいます。

なお、特定累積投資勘定に受け入れた上場等株式投資信託の受益権については、その勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、その勘定が設けられている非課税口座に係る同日の属する年分の累積投資勘定にその上場等株式投資信託の受益権の取得対価の額により移管することができるとされました。

- 2 特定非課税管理勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場株式等のその記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいいます。
- 3 特定非課税累積投資契約とは、上記(1)イからニまでの所得に係る非課税等の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約（その居住者等が、一定額の上場等株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、その金融商品取引業者等に買付けの委託等をすることを約する契約で、あらかじめその買付けの委託等をする上場等株式投資信託の受益権の銘柄が定められているものをいいます。）により取得した受益権の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項等が定められているものをいいます。

(1) 上場株式等の振替口座簿への記載等は、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行うこと。

(2) 特定累積投資勘定には、特定累積投資上場株式等のうち、その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に受け入れたものでその期間内の取得対価の額の合計額が20万円<sup>(※)</sup>を超えないもの及びその特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等の分割等により取得するもののみを受け入れること。

(※) 次の(3)②の移管がされる上場株式等のその移管の時における価額（時価）が102万円を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額となります。

(3) 特定非課税管理勘定には、①その居住者等の非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等（その年分の特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れる前に取得したもの等を除きます。）で、その期間内の取得対価の額の

合計額が102万円<sup>(※)</sup>を超えないもの、②その居住者等の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定等から、その勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日等に移管がされる上場株式等、③その特定非課税管理勘定に係る上場株式等の分割等により取得するもののみを受け入れること。

(※) ②の移管がされる上場株式等がある場合には、その移管の時におけるその上場株式等の価額(時価)を控除した金額となります。

## (2) 適用関係

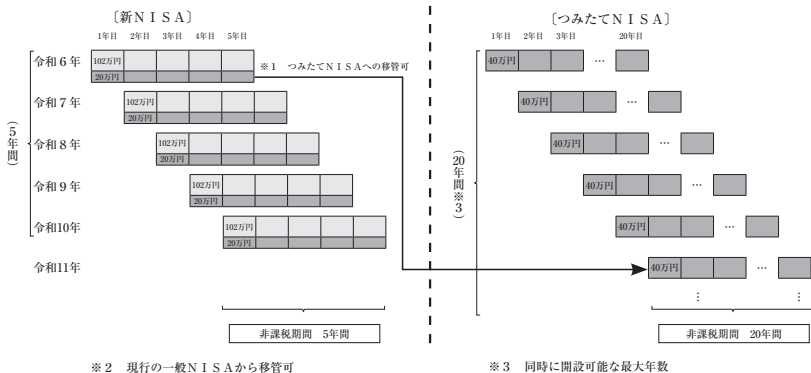
この改正は、令和6年1月1日以後に設定された特定累積投資勘定に受け入れる上場等株式投資信託及び特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等について適用されます。

(注) 居住者等が令和5年12月31日において金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に令和5年分の非課税管理勘定を設定している場合には、その居住者等(同日に非課税口座廃止届出書の提出をした者等一定の者を除きます。)は令和6年1月1日にその金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新NISA)が適用されます。

### 【新NISAとつみたてNISAの対比】

	新NISA		つみたてNISA
	特定累積投資勘定	特定非課税管理勘定	累積投資勘定
年間の投資上限額	20万円	102万円	40万円
非課税期間	5年間		20年間
口座開設可能期間	令和6年(2024年)～令和10年(2028年)		平成30年(2018年)～令和24年(2042年)
投資対象商品	つみたてNISAと同様	一定の上場株式・公募株式投資信託等	積立・分散投資に適した一定の上場等株式投資信託
投資方法	つみたてNISAと同様	制限なし	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
その他	特定累積投資勘定に受け入れた上場等株式投資信託の受益権については、非課税期間終了後に取得価額で「つみたてNISA」に移管可能 <sup>(※1)</sup>		—

## 【新NISAのイメージ（年分ごとに〔つみたてNISA〕との選択可）】



### 4 上記3の改正のほか、少額投資非課税制度（NISA）について、次の措置が講じられました。

- (1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間について、令和24年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）5年延長されました。
- (2) 金融商品取引業者等の営業所に新たに非課税口座を開設しようとする場合の手続について、非課税適用確認書の交付申請書の提出等の手続が廃止され、非課税口座開設届出書の提出の際に非課税適用確認書の添付を要しない簡易開設手続に一本化されました。

この改正は、令和3年4月1日以後の開設手続について適用されます。

(注) 令和3年4月1日以前に行われた非課税適用確認書の交付申請書の提出等については、従前のおりとなります。

- (3) 金融商品取引業者等変更届出書などの一定の書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できるとされました。

この改正は、令和2年4月1日以後に提出をする金融商品取引業者等変更届出書などについて適用されます。

### 5 未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）について、次の措置が講じられました。

- (1) 未成年者口座開設可能期間（平成28年4月1日から令和5年12月31日まで）は延長せず終了することとし、その終了にあわせ、令和6年1月1日以後に、未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等又は預貯金等をこれらの口座から払い出した場合には、その払出しによる未成年者口



座の廃止の際、その未成年者口座内の上場株式等の譲渡があったものとして、本非課税制度を適用し、居住者等はその払出し時の金額をもってその上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとみなすこととされました。この場合において、その未成年者口座の廃止までの間のその未成年者口座内の上場株式等の譲渡等及びその間に支払を受けるべき未成年者口座内の上場株式等の配当等については、源泉徴収を行わないこととされました。

- (2) 未成年者口座廃止届出書などの一定の書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとされました。

この改正は、令和2年4月1日以後に提出をする未成年者口座廃止届出書などについて適用されます。

## 6 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、次の措置が講じられました。

- (1) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次に掲げる上場株式等が加えられました。

イ 居住者等が有する上場株式等以外の株式等につき取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生又は全部取得条項付種類株式の取得決議により取得する上場株式等で、その取得する上場株式等の全てを、その取得の日に受け入れるもの

ロ 居住者等が発行人等に対して役務の提供をした場合において、その者がその役務の提供の対価としてその発行人等から取得する上場株式等で、その役務の提供の対価としてその者に生ずる債権の給付と引換えに交付されるもの以外で実質的にその役務の提供の対価と認められるものの全てを、その取得の時に受け入れるもの

ハ 非課税口座開設届出書等の提出をして開設された口座でその開設時から非課税口座に該当しないものとされる口座において管理されている上場株式等で、その口座からその上場株式等の全てを受け入れるもの

この改正は、上記イの上場株式等は令和2年4月1日以後に請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議により特定口座に受け入れるものについて、上記ロの上場株式等は会社法の一部を改正する法律の施行の日以後に発行人等に対する役務の提供の対価としてその発行人等から取得するものについて、上記ハの上場株式等は令和2年4月1日以後に特定口座に受け入れるものについて、それぞれ適用されます。

- (2) 特定口座源泉徴収選択届出書、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出

書及び特定管理口座開設届出書について、これらの書類を特定口座開設届出書と併せて提出する場合以外の場合においても、これらの書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できるとされました。また、特定口座継続適用届出書などの一定の書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できるとされました。

これらの改正は、令和2年4月1日以後に提出をする特定口座源泉徴収選択届出書などについて適用されます。

7 利子等又は配当等の受領者の告知制度等について、利子等又は配当等の支払等を受ける法人が告知等をする際、その告知等を受ける者が、その法人の名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により公表されたその法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、その法人は、その告知等を受ける者に対しては、本人確認書類の提示を要しないこととするなどの見直しが行われました。

この改正は、令和2年4月1日以後に告知等をする場合について適用されます。

8 収入金額とすべき経済的な利益の価額が譲渡についての制限が解除された日における価額とされる特定譲渡制限付株式等について、次の措置が講じられました。

- (1) 法人に対する役務の提供の対価として個人に生ずる債権の給付と引換えに交付される譲渡制限付株式以外の譲渡制限付株式で、実質的に法人に対する役務の提供の対価と認められるものを対象に加えることとされました。

この改正は、会社法の一部を改正する法律の施行の日以後にその交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）がされる特定譲渡制限付株式及びその特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式について適用されます。

- (2) 特定譲渡制限付株式等の交付を受けた個人が譲渡についての制限が解除された日前に死亡した場合において、その個人の死亡の時に発行法人等が無償で取得することとなる事由に該当しないことが確定しているその特定譲渡制限付株式等については、その個人の死亡の日における価額がその特定譲渡制限付株式等の経済的な利益の価額とされました。

この改正は、令和2年4月1日以後に個人が死亡する場合について適用されます。

9 源泉徴収（青色申告書を提出した個人の事業所得等を生ずべき業務に係る支払に係るもの及び青色申告書を提出した法人の支払に係るものを除きます。）における推計課税について、源泉徴収義務者が給与等の支払に係る所得税を納付しなかった場合には、その給与等の支払に関する規程並びにその給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度により、その給与等の支払の日を推定し、又はその給与等の支払を受けた者ごとの給与等の支払金額を推計して、源泉徴収義務者からその給与等に係る所得税を徴収することができるなどの措置が講じられました。

給与等のほか、退職手当等及び報酬等並びに給与等、退職手当等又は報酬等に相当する国内源泉所得についても同様の改正が行われました。

これらの改正は、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得について適用されます。

10 賦課決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた納税申告書の提出又は納税の告知を受けることなくされた源泉所得税等の納付（調査による更正決定又は納税の告知を予知してされたものを除きます。）に係る無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定について、その提出又は納付がされた日から3月を経過する日まで、行うことができることとされるとともに、これらの賦課決定により納付すべき国税の消滅時効について所要の整備を行うこととされました。

この改正は、令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

## 租税条約関係（未発効）

### ○ ウルグアイ東方共和国との租税条約が署名されました

日本とウルグアイ東方共和国との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約」の署名が行われました。

日本とウルグアイ東方共和国の間では、これまで租税条約は存在せず、本条約は、両国間の経済関係の発展を踏まえ、新たに締結されるものです。

本条約は、両国間で生ずる二重課税を除去するため、両国において課税することができる所得の範囲を定める規定等を設けています。

また、本条約の締結によって、両国の税務当局間において、条約の規定に従っていない課税についての協議、租税に関する情報交換及び租税債権の徴収共助の実施が可能となります。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税

配当	利子	使用料
5%（議決権保有割合10%以上・保有期間183日以上） 10%（その他）	免税（政府受取、金融機関等） 10%（その他）	10%

- 3 条約の特典の濫用防止
- 4 相互協議手続及び仲裁制度
- 5 情報交換及び徴収共助

本条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、令和2年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、令和3年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。なお、情報交換及び徴収共助に関する規定は、本条約が効力を生ずる日から適用されます。

### ○ ペルー共和国との租税条約が署名されました

日本とペルー共和国との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約」の署名が行われました。

日本とペルー共和国との間では、これまで租税条約は存在せず、本条約は、両国の緊密化する経済関係等を踏まえ、新たに締結されるものです。

本条約は、両国間で生ずる二重課税を除去するため、両国において課税することができる所得の範囲を定める規定等を設けています。

また、本条約の締結によって、両国の税務当局間において、条約の規定に従っていない課税についての協議、租税に関する情報交換及び租税債権の徴収共助の実施が可能となります。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税

配当	利子	使用料
10%	免税（政府受取等） 10%（その他）	15%

- 3 株式譲渡収益に対する課税
- 4 条約の特典の濫用防止
- 5 相互協議手続
- 6 情報交換及び徴収共助

本条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、令和2年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、令和3年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。なお、情報交換に関する規定は、本条約が効力を生ずる日から、徴収共助に関する規定は、両国が外交上の公文の交換によって合意する日から、それぞれ適用されます。

#### ○ ジャマイカとの租税条約が署名されました

日本とジャマイカとの間で、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約」の署名が行われました。

日本とジャマイカの間では、これまで租税条約は存在せず、本条約は、両国間の経済関係の発展を踏まえ、新たに締結されるものです。

本条約は、両国間で生ずる二重課税を除去するため、両国において課税することができる所得の範囲を定める規定等を設けています。

また、本条約の締結によって、両国の税務当局間において、条約の規定に従っていない課税についての協議、租税に関する情報交換及び租税債権の徴

取共助の実施が可能となります。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税

配当	利子	使用料
5%（議決権保有割合 20%以上・保有期 間365日以上） 10%（その他）	免税（政府受取等） 10%（その他）	2%（設備） 10%（その他）

- 3 条約の特典の濫用防止
- 4 相互協議手続及び仲裁制度
- 5 情報交換及び徴収共助

本条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、令和2年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、令和3年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。なお、情報交換及び徴収共助に関する規定は、本条約が効力を生ずる日から適用されます。

#### ○ ウズベキスタン共和国との新租税条約が署名されました

日本とウズベキスタン共和国との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約」の署名が行われました。

新条約は、昭和61年に発効した現行条約（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約）を全面的に改正するものであり、具体的には、事業利得に対する課税の改正、投資所得に対する課税の更なる軽減のほか、条約の濫用防止措置及び租税債権の徴収共助の導入並びに租税に関する情報交換の拡充を行うものです。

(注) 新条約は、ウズベキスタン共和国以外の国と日本との間で適用されている現行条約に影響することはありません。

新条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税

	配当	利子	使用料
現行 条約	15%	免税(政府受取等) 10%(その他)	免税(著作権) 10%(その他)
新 条約	5%(議決権保有割合25%以上・ 保有期間365日以上) 10%(その他)	免税(政府受取等) 5%(その他)	免税(著作権) 5%(その他)

- 3 条約の特典の濫用防止
- 4 相互協議手続
- 5 情報交換及び徴収共助

新条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、令和2年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、令和3年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。なお、情報交換及び徴収共助に関する規定は、新条約が効力を生ずる日から適用されます。

#### ○ モロッコ王国との租税条約が署名されました

日本とモロッコ王国との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約」の署名が行われました。

日本とモロッコ王国の間では、これまで租税条約は存在せず、本条約は、両国間の経済関係の発展を踏まえ、新たに締結されるものです。

本条約は、両国間で生ずる二重課税を除去するため、両国において課税することができる所得の範囲を定める規定等を設けています。

また、本条約の締結によって、両国の税務当局間において、条約の規定に従っていない課税についての協議、租税に関する情報交換及び租税債権の徴収共助の実施が可能となります。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税

配当	利子	使用料
5%(議決権割合10%以上) 10%(その他)	免税(政府受取) 10%(その他)	5%(設備) 10%(その他)

- 3 株式譲渡収益に対する課税
- 4 条約の特典の濫用防止
- 5 相互協議手続

## 6 情報交換及び徴収共助

本条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、令和2年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、令和3年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。なお、情報交換及び徴収共助に関する規定は、本条約が効力を生ずる日から適用されます。

### ○ セルビア共和国との租税条約が署名されました

日本とセルビア共和国との間で「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約」の署名が行われました。

日本とセルビア共和国の間では、これまで租税条約は存在せず、本条約は、両国間の経済関係の発展を踏まえ、新たに締結されるものです。

本条約は、両国間で生ずる二重課税を除去するため、両国において課税することができる所得の範囲を定める規定等を設けています。

また、本条約の締結によって、両国の税務当局間において、条約の規定に従っていない課税についての協議及び租税に関する情報交換の実施が可能となります。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税
- 3 条約の特典の濫用防止
- 4 相互協議手続
- 5 情報交換

配当	利子	使用料
5%（議決権保有割合25%以上・保有期間365日以上） 10%（その他）	免税（政府受取等） 10%（その他）	5%（著作権） 10%（その他）

本条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、令和2年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、令和3年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。なお、情報交換に関する規定は、本条約が効力を生ずる日から適用されます。